飲料水等の水質及び施設・設備	(5)　飲料水の水質	(ｱ)　給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg／Ｌ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg／Ｌ以上保持されていること。 (ｲ)・(ｳ)　［略］
	(6)　雑用水の水質	(ｱ)　給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg／Ｌ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg／Ｌ以上保持されていること。 (ｲ)　［略］
	(7)　［略］	［略］
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(8)・(9)　［略］	［略］
水泳プールの管理	(10)　プール水等	(ｱ)　［略］ (ｲ)　遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中１時間ごとに１回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg／Ｌ以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg／Ｌ以下が望ましい。 (ｳ)・(ｴ)　［略］
	(11)　附属施設・設備等	［略］

飲料水等の水質及び施設・設備	(5)　飲料水の水質	(ｱ)　給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg／ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg／ℓ以上保持されていること。 (ｲ)・(ｳ)　［略］
	(6)　雑用水の水質	(ｱ)　給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg／ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg／ℓ以上保持されていること。 (ｲ)　［略］
	(7)　［略］	［略］
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(8)・(9)　［略］	［略］
水泳プールの管理	(10)　プール水等	(ｱ)　［略］ (ｲ)　遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中１時間ごとに１回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg／ℓ以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg／ℓ以下が望ましい。 (ｳ)・(ｴ)　［略］
	(11)　附属施設・設備等	［略］

備考　表中［　］の標記は注記である。